令和8年10月30日
中日本高速道路株式会社

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社CPC(大阪府大阪市西区阿波座2－1－1)[7000000540]

2. 資格登録停止措置の期間
令和8年10月31日 ～ 令和8年11月30日(1ヶ月)

3. 資格登録停止措置の地域
地域2　東京支社が所掌する地域

4. 事実概要
当該資格登録者は「中央自動車道 八王子相模原地区舗装･標識設計」(東京支社発注)において、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、履行期間内に業務を完成させなかった。

5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、履行期間内に業務を完了させなかったことは、中日本高速道路株式会社工事･調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

＜資格登録要領別表11＞

措置要件	期間
(契約違反) 4　第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事･調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事･調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先
中日本高速道路株式会社　契約審査部　発注審査課(052-222-3469)